

家族間の葛藤とその社会的背景

——7つの事例から——

大宮 錄郎

I はじめに

家族間の葛藤とその社会的背景といつても、ここでとりあげた家族間の葛藤の具体的な事例は、家庭裁判所の家事調停で実際に扱ったものである。同じく家事調停の場で出会った数多くの事例のうち、とくに離婚(内縁解消をも含む)に関するものについては、さきに本紀要の第5号で小論文をとりまとめ発表し^(注1)、さらにその内容を発展させ一書を公にしている^(注2)。ここでは、家族間の葛藤の事例としては離婚のそれははずせないので、再度とりあげるが、他の種類の事例をも合わせて計7つの事例を俎上にのせ、そのひとつひとつをかなり詳しく追って行くことにした。

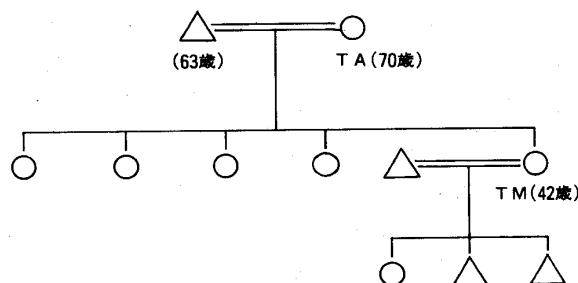
ただし、少々断っておかなければならないことがある。そのひとつは、新聞の家庭欄などでしばしば見かける、したがって数としても多いと考えられる、未成年の子とその親との葛藤は、家事調停では扱われないので、おのずから除外されることになる。いいかえるならば、いろいろある家族間の葛藤のすべてを覆うことにはなっていないということである。もうひとつは、調停委員であるからこそそれらの事例に接することができたわけであるが、同時に調停委員であるために守秘義務が課せられ、扱った事例をそのまま公表できることである。したがって、とりあげた個々の事例は、当事者、関係者を匿名とするばかりでなく、その細部についても、本筋を壊さない程度に、手を加えてある。最後

にもうひとつ、事例が家事調停にかけられたものであれば、当然法律的な問題がそれにかかわってくる。結婚の場合は、どちらかといえば人間関係調整の色彩が濃いので、法律は比較的表面に出てこないが、他の事例ではそれが中心的位置を占めることが多い。筆者は法律の専門家ではない。そこで、日ごろは、多年にわたって調停に従事してきたなかで得た『門前の小僧習わぬ経を読む』的な知識で、それを処理してきた。ここでも、必要に応じてあえてそれを試みる。もちろん、専門家の目から見れば不十分、不正確な点が少なくないと思うが、上述のようにあえて試みたことを断っておきたい。

このようにして7つの家族間の葛藤の事例それぞれを詳細に追究して行くことによって、その社会的背景を明らかにしようとするのが本稿のねらいである。

II 7つの事例

1 事例 1



これは店の営業権をめぐっての親子間の葛藤の事例である。ここでは父をTA、子をTMとしておく。TAは70歳で、63歳になる妻との間に5人の子がいる。すべて男の子であり、TMはその長男である。TAは繊維関係の問屋を営み、土地のいわば名士、長老的存在である。しかし、一時は順調に行っていた有限会社の店の経営が、このところはかばかしくなく、直接的にはこの父子間の葛藤は、ここに端を発している。

今年42歳になるTMは、地元では一流の高校を経て、ある私立大学の経済学部を卒業している。幼少時虚弱であったため、それによくある跡とりであることも手伝って、両親はただただ甘やかして育てたようである。そうした育児方法は、必然的に自我の確立を阻害し、自己中心的で、依頼心が強く、わがままなタイプの人間に彼を育てあげてしまった。彼は両親に対してしばしば暴力行為に及び、当世はやりの家庭内暴力は、すでにその幼少時から一貫して認められていたという。

大学を卒業したTMは父の仕事を手伝うことになったが、これは彼にしてみればおもしろくなかった。何か父親とはちがった仕事をしたいというよりは、親のもとで窮屈な生活をするのを好まなかったわけである。いずれは家業を継がせるにしても、しばらくは『他人の飯を食わせる』意味でどこか然るべきところに勤めさせれば、あるいはこの父子間の葛藤は破局的な段階にまでは到達しなかったかもしれない。この点でTAの側にも誤算があった。

こうして不本意にも家業を手伝うことになったTMは、仕事に身が入らない。父親としても子供が一生懸命仕事に従事すれば、大いに期待を寄せもしようが、それが望めないとあっては、永年辛苦を共にしてきた古参の店の者に頼らざるを得なくなる。そうしてそれがTMをますます家業から遠ざからせる。一種の悪循環である。結局、彼は父の会社から退き、独立してやはり繊維関係の仕事をすることになった。といつても、後に述べるように完全に父親のもとから離れて独立するのではなく、ここにも彼の性格の一端がよくあらわれている。

この事例の場合、もう一つの関係してくる複雑な事情は、前にもふれた有限会社の経営不振である。それはTAの弟、つまりTMの叔父が間に入り、TMの独立案を取り決めたときの経緯から推察すると、多分にTAの経営のまずさによるようである。事実、TMは「父親には経営能力が全くなく、話してもわからない男で、古くからいた店の者もそれで辞めて行く始末である」と、鋭くそれを指摘している。いまTMの独立案といったが、それについて少し詳しく述べるならば、おおむね次のとおりである。

- (1) TAは従来の繊維関係の事業をそのまま継続して行うが、TMは同じ繊維関係であっても、TAとは異なった新しい事業を興す。
- (2) TMの営業はこれまで有限会社が使用していた店舗の部分で行い、TAの営業はその背後の同じ棟の住居部分で行う(なお、TMの一家は、土蔵を間に置いてさらに後方にある別棟の家屋に居住している)。
- (3) 店舗の横にある通路は、TAが営業することになる住居の部分に通じる重要な空間であるが、TMは同時にそこにTAが営業用の自動車をおくのを認める。
- (4) TAの事業が赤字に転落したときは、TAは営業を停止し、そのすべてをTMにゆだねる。

さて、このようにして同じ敷地内に、しかもひとつの家屋を二分して親子がそれぞれ、扱う商品は異なるとはいいうものの、同じ繊維関係の営業をはじめるに至った。ここで、ともかくも親からの独立を手にしたTMは、さぞかし仕事に熱心に取り組むことであろうと考えられるが、事実はそうでもない。とくにTAの目からみれば、そうとは受けとれない。というのは、TAは次のような疑心暗鬼の念を抱いているからである。つまり、TAは、妻の実家がレコードの販売と喫茶店を営み盛業中であるのを見ているTMが、遠からず現在の仕事から手を引き、現在地にビルでも建て、そこで『当世風の』営業を考えていると受けとっているからである。そうして、このTAの疑惑は全く見当はずれではないようである。

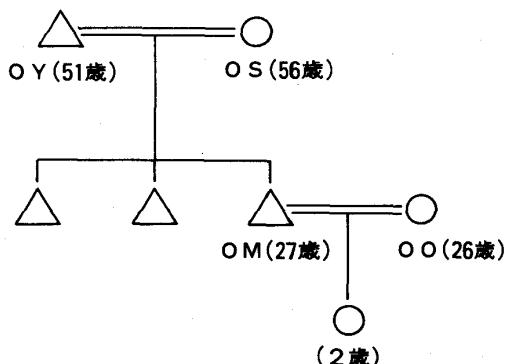
それでも、TAの事業が順調に運んでいれば問題はなかったが、ついにそれが赤字に転落してしまった。そこで、TMはTAに引退を要求するが、TAが頑としてそれに応じなかつたので、実力行使に及び、通路を閉鎖する。それでは営業ができなくなるので、TAは弁護士に依頼して法律的に解決しようとする。ひたすら険悪化の一途をたどったこの父子間の葛藤は、最終的には「親子関係調整」という形で、家事調停の場に持ち込まれたのである。

以上が事例1の概要である。全体を通じて痛感させられるのは、親子でありながらも、お互に相手に対して抱くどうしようもない不信感の強さである。TAは既に古希を迎えているのであれば、経営をTMにまかせ、楽隱居の身になればと思われても、「経営をまかせられるような相手ではない」とその勧めをはっきりと拒否する。一方、TMは父親の経営能力を全く認めないばかりか、「このまま父が営業を継続すれば、破産に追い込まれてしまうのは明らかなので、実力行使に出た」と公言してはばかりない(注3)。しかしこの場合、双方ともに少しも譲歩するところがない頑さは、皮肉なことに、そこにさすがに親子と思わせるものがある。TMの母や弟たちが話の中についてぞ出てこず、あえて仲裁役を買って出る様子もないのは、このふたりの頑さに「話しても無駄」とサジを投げてしまっているためであろう。

甘やかし型の親子関係はしばしば依頼心が強く、わがままで意志薄弱、何をしても永続きせず、誘惑にも弱いタイプの人間を作り出してしまうといわれている(注4)。この事例の中心的な人物であるTMの場合は、まさにそれに該当しよう。彼が幼少時に虚弱であったことが必然的にそのような誤った子育てに導いてしまったと、ある程度同情的な見方も成り立たないではない。しかしながら、結果的にはそれがこの父子の間の葛藤の遠因になっていることを考えれば、ただ同情してもいられない。TMがほんとうに独立する意思があるのならば、親の家を出て、別の場所で思うがままに仕事に取り組めばよいのに、それができない依頼心、甘え、また妻の実家からそれとない働きかけがあったのか

もしれないが、祖父の代から営んできた繊維関係の家業を、たとえ営業が少々不振になったからとはいって、大した努力もせずに廃業して、それとはなんら関係のない新たな事業に手を出そうと考える移り気、意志の弱さは、残念ながらここにきて矯め直そうとしても、所詮無駄なような気がする。なお、前にTMの頑迷固陋さを指摘したが、それとこの意志薄弱とは一見矛盾しているかのように思える。しかし、頑迷固陋は事の理非曲直をわきまえない物事への執着であり、感情の流れのままに行動する意志薄弱とは、ともに感情的な基盤のうえに立つ点で相通じるものがある。またときには、頑迷固陋は、意志の弱さを自ら認めるところから、その補償行動として理不尽な自己主張に出る結果であることもある。

2 事例2



この事例も事例1と同様に親子間の葛藤であるが、とくにいわゆる世代のズレを感じさせる特徴がある。ここでは父をOS、その妻をOYとしておく。OSは56歳、OYは51歳である。表向きはこの夫婦間の葛藤を処理する夫婦関係の調整となっているが、実はふたりの間の27歳になる長女OMとOY間の葛藤が主体であり、夫婦間の葛藤はそれに随伴して生じたものであると理解したほうがよい。なお、OSとOYとの間には他に2女があり、次女はすでに嫁ぎ、三女は上京して働きながら専門学校に通っている。

OSは医師の家に生まれたが、小学校に在学中家が没落してしまった。そのため、兄達は中学校からさらに上の学校に進んだのに、OSは

高等小学校を卒業すると直ちに写真館に住み込みで働くことになった。そこで12年余り修業して独立し、現住地で開業して30年になる。独立するのとほとんど時を同じくしてOYと見合結婚し、それから2年ほどしてOMが生まれた。OYにいわせると、OSは職人気質の人で、気むずかし屋、酒好きで、しかも酒を飲むと暴力を振るうという。そのため、何度か離婚しようと思ったが、子供たちのことを考えて耐え忍んできた由である。

これに対して長女のOMは、高校を卒業後一時ある大手の電機メーカーの工場で働いたが間もなく退職して上京し、コンピューターの学校に通った。しかし、結局は長女として家業を継がなければならぬと考え、父と同様に某ホテルの写真部に見習いとして入った。23歳のとき、高校時代から知り合っていたひとつ年下のOOと同棲することになったが、よくある例で両親が容易にふたりの結婚を認めなかつたため、正式に籍を入れて夫婦になったのは、かなりたつてからである。ふたりの間には現在2歳になる男の子がいる。約3年前、OMはOOとともに実家に戻り、父の仕事を手伝うようになった。しかし、この父子の間の関係はどうもうまく行かなかつた。OMが自分に断りなくOOと結婚してしまつたこともその一つの原因であるが、それよりも大きな原因と見なされるのは、OSが「若い者たちは自分を無能力呼ばわりするが、そろばんが先になり、対人関係、店の信用というものを考えない」といっているところにうかがわれるよう、世代のズレ、あるいは前にも出たOSの職人気質である。

両者が徹底的にタモトを分かつことになったのは、OM夫婦が得意先のホテルの社長に保証人になってもらい、金融機関から約1000万円の金を借り、家の改築をOSに提案したことによる。若い者たちは、幸い店の立地条件がよいので、それをモダンな店に建て替え、経営の刷新を図る必要があると考える。ところが父親は、現在でもかなりの借金があり、毎月10万円ほどの返済をしているのに、さらに多額の借金を背負うのは危険極まりないと考える。つまり、経営方針をめぐっての両者の意見の対立は、どう

にもならないところまで行つてしまつたのである。そこで、OM夫婦が家を出ることになった。別居の条件は、OSがOMに独立資金として現金50万円と写真器材の一部を与えるということであった。しかし、これは実行には移されなかつた。というのは、家具を持ち出す際にOSとOOとの間にちょっとしたつかみ合いがあり、それをOSが娘の自分に対する暴力行為ととつたからである。もっとも、OSが「大きな得意先を2軒娘たちに渡してあるのだから、それで十分だ」といっていることからすれば、はじめからそれを履行する意思はなかつたのかもしれない。

ここでOSの妻OYのことについて話を戻そう。OYも娘が勝手に結婚してしまつたのを心よく思つてはいなかつた。しかし、娘夫婦とひとつ屋根の下に暮らす日々のうちに、その悪感情は次第に薄れて行つた。やがて孫が生まれるに及んで、孫かわいさからそれは全く解消し、娘夫婦が別居するにあたつては、夫をひとり残して行動を共にしてしまつたのである。考えようによつては、もはやOSにはそれほど愛情を感じなくなつてゐるのであり、前述の家庭裁判所への「夫婦関係調整（離婚）」の調停申し立てもここから出でている。

さて、別居はしたもの、OMは時折OSを訪れ、身の回りの世話などしながら融和を図り、もしOSが店の経営のすべてを自分たちにゆだねるならば、借金の返済の肩がわりをするほか、小遣いとして毎月10万円を渡すと提案している。しかし、これに対してOSは「ひとり暮らしは不便ではあるが、格別つらいとは思はない。余り家に入り出さないで欲しい」と、負け犬になるのを拒否するばかりでなく、他人の勧めで某新興宗教に入信し、「目下、自己革命、自己確立に努めているので、放つておいてもらいたい」と答えてゐる。完全な決裂状態に入つてしまつたといえよう。なお、この間、はじめは離婚を考えていたOYは、娘夫婦に追い込められて行く夫の立場に次第に同情的になり、「しばらくは上京して三女と一緒に暮らしながら働き、やがて夫の体が弱ることでもあれば、同居し、世話をする考え方である」と、単に別居を繼

続するだけの方針に転換しているのが現状である。

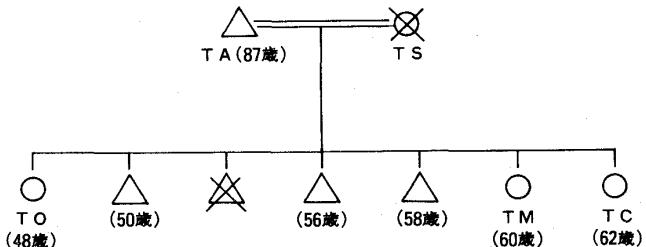
この事例2の親子間の葛藤でとくに注目される点がふたつある。まずそのひとつは、はじめにも掲げた世代のズレである。すでに世代のズレがいわれて久しいが、昨今とりわけそれがにぎやかである。というのは、お互に急激な、また大きな社会の変化に当面し、それだけそれを顕著な形で認めさせられるからである。温故知新も必要であろうが、若者に同情的な見方からすれば、世代のズレあってこそ社会の進歩発展も期待できるといってよい。

この事例で、写真の修業に東京に出ていたO Mが、両親との話し合いもないままに、高校時代から知り合っていた男性と同棲していたのは、いかにも一方的で、O Mにも反省すべき点がある。しかし、家業の後継者として、ともかくも家に戻り、夫婦で働いている状況からすれば、O Sはむしろそれを高く評価し、あまり過去にこだわるべきでない。また、若者たちが将来に夢を抱き、店舗の改築を考えるのは、無謀さが懸念されるにしても、それを全面的に否定し、いたずらに対立すべきではない。懸念は話し合いの中での適切な助言指導により払拭されるはずである。O Sはまだ56歳であり、第一線から退くのは早いかもしれない。それでも、娘夫婦が店を引き継ぎ、大いにやる気を見せてゐるのならば、『老いては子に従え』の賢明さもあってよかろう。

もうひとつの注目される点は、O Sの分裂質というよりは、分裂病質ともいえそうな、かなり偏った性格特徴である。職人気質といえば聞こえがよいが、まじめであっても非社交的で、他人からいわれたりされたりすることに対しては、それを神経過敏に、深刻に受けとめるのに、他人に対しては相当傍若無人に振る舞うO Sのユニークな性格は、過去30年間の写真館の経営のなかでは、どうやらそれで通用したのであろう。しかし、時代の変化とともに経営がむずかしくなってきて現では、それは決してよい方向には働かない。事実、最近いくつかの得意先をしくじったり、「娘さん夫婦のほうに頼みたい」といった声も聞かれているのである。

最後に、O Sが新興宗教に入信したことにより、事態がさらに悪化した点について、少々言及しておくことにする。対立、抗争のさなかに、当事者の一方が新興宗教に帰依する例は稀に見られる。その本人は概してまじめな人物であり、悩み抜いたうえでのことであるのはよくわかる。しかし、その結果は、問題の対立、抗争の激しさの度を増すのが普通である。認知構造の変革というか、ものの見方、考え方方が変わり、自分の側の非を認めないまでも、少なくとも相手に対して寛容な態度で臨むことができるようになるのであればよいが、そうではない。この事例のO Sに認められるように、自分の態度、行動を是認し、自信の念を持ち、相手に対して一段と厳しく対処することになってしまうのである。いうまでもなく、これでは相手がそれに屈服する以外に問題の解決はなく、円満裡での葛藤の処理など望めるものではない。

3 事例3



この事例は遺産分割をめぐってのきょうだい間の葛藤である。遺産相続は、相続人同士の話し合いがうまくいかなかったり、あるいは単に面倒に思ったりして、そのまま放置されることがあるが、時がたつにつれて複雑な事情がそれにからみ^(注6)、解決が容易でなくなる場合が少なくない。この事例にしても、被相続人が死亡してからすでに30余りの歳月が経過している。

被相続人T Sは、農業を営み、土地の旧家の当主としてある程度人びとの信望もあり、村議会の議員や森林組合の理事などをも勤めていたが、脳卒中で急逝した。したがって遺言の用意

などしてなかった。TSには3男4女の子があり、そのうち三女は生後間もなく死亡している。また、TSが死亡した時点では四女はまだ嫁がず、末子の三男は大学に在学中であった。現時点でいうならば、長男TCは62歳で農業に従事する傍ら、父と同様に村議会にも籍をおき、活躍している。被相続人の妻、つまり子どもたちの母であるTAは87歳で、長男と同じ敷地内の別棟に住み、食事は長男の家族の世話になっている。次男のTMは60歳で、長男の家の近くに住み、農業に従事しながら村の外郭団体の事務を手伝っている。長女は58歳、次女は56歳、四女は50歳で、いずれも嫁いでいる。最後に、三男のTOは48歳で、村の中学校の教諭の職にあり、ほかならぬこのTOが家庭裁判所への調停の申立人である。なお、相手方は母親をはじめ、他のすべてのきょうだいとなっているが、母親や女きょうだいたちはほとんど関係がなく、TOとTC、TMとの間の葛藤であるととてよい。

TSが死亡し、35日の法要が営まれた後、直ちに遺産分割の協議が行われたが、結局、その際には話がまとまらず、そのままになってしまった。本来ならば、長男のTCがその立場上積極的に取りまとめ役を買って出るべきであったが、多少優柔不断なところもあってか、その役は次男のTMが果たした。TMがいうには、

- (1) すでに結婚している女きょうだいは、結婚するときにかなりの支度をしてもらっているので、遺産分割にあたっては、権利の放棄をすることにし、ただいわゆる判代として反物1反程度を受領する
- (2) 当時未婚であった末娘には、結婚する際の支度金としてなにかしかの現金を渡す
- (3) 大学に在学中のTOには、卒業までの修学資金を配慮する

という了解事項のもとで、不動産の大部分はTCとTMが取得することで協議が成立する見通しがあったという。もっともTMは前に分家するときにかなりの土地が生前贈与されているので、遺産である不動産のはほとんどは長男のTCのものとなるほか、母親の扶養もTCが負うことになっていた。しかしどうしたわけか、遺産

分割の話はその後目立った進展もないままに年月が経過し、その間、上述のように四女は嫁ぎ、三男は大学を卒業し、就職している。

ところが、最近村道の拡張に伴い、遺産となっている土地の一部が買収の対象になった。そこで、TCとTMが他の相続人それぞれから特別受益証明書(注7)と、印鑑証明書とを提出してもらい、買収の手続きを完了した。その売り渡して得た金は大した額ではなかったので、各相続人に手数料程度の金が渡され、残りはTCが取得したが、この時点ではTOとTC、TMの間にまだ葛藤といわれるほどのものはなかった。

さて、それに続いて、TOが土地の一部を取得し、妻の実家からの資金援助を受けて家を新築し、また、土地の交換分合をきっかけにして、TCとTMとがかなりの土地を取得することがあった。問題は、土地とはいってもすべてが被相続人名義の遺産であり、さらにこれらの遺産分割、所有権の移転登記の手続きにあたっては、前に村道拡張に伴う土地の買収の際に使われた特別受益証明書がその都度使われたということにある。第三者の目からみれば、TOにしてもその“おこぼれ”にあずかっているわけであるが、彼はこれを長兄と次兄の遺産の山分けととらえ、両者に対して大きな不信感を抱き、改めて遺産の正当な分割を要求するに至った。何度か話し合いの場がもたれたようであるが、当事者の間に不信の念がある限り、それは決着を見るはずもなく、ついに家庭裁判所への調停申し立てとなったのである。

近年の土地価格の異常な高騰は、後にも述べるが、遺産分割のうえに大きな問題を投げかけている。この事例で対象になっている土地は、都市やその周辺に存在しているわけではないので、一見そうした問題とは無関係であるように思われる。しかし、幸か不幸か、高速道路の建設によって公団に買収される土地がその中に含まれていた。そうして結果的にTCとTMとは多額の現金を手にした。税金対策上、他に代替地を購入しているため、その現金はそのまま手元に残っているのではない。そうであるとしても、他のきょうだい、とりわけTOが遺産分割に対して不公平感をもつるのは当然であり、この

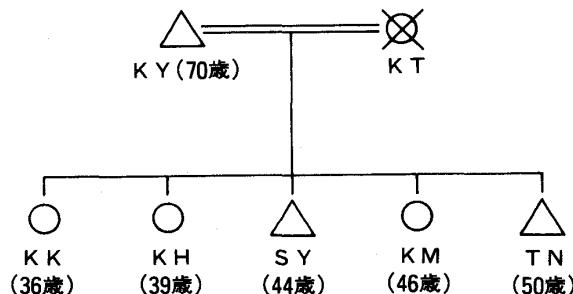
事例の葛藤の原因のひとつは、そこに求められる。それはTOにTCとTMの遺産分割に対する不満をより強く意識させることになってもいる。

以上が物の面に求められたこの事例における葛藤の原因であるとすれば、人の面にそれを求める事もできる。TCとTMとが結託して村道拡張に伴う土地の買収で使用した特別受益証明書を、法律的には問題がないにしても、他の相続人たちに無断で、繰り返し使用し、遺産である土地の大部分を取得してしまったのは、そこにふたりの狡猾さが目立つ。しかし、その後の事情を少しあぐってみると、次のことかがいえよう。まず長男であるTCの場合、戦前の家督相続的な意識ははたらいていなくとも、「自分は親と一緒に農業に汗を流し、土地を維持してきたのだ」といった意識が強くはたらいていたことは否定できない^(注8)。そして、これは同じく農業に従事しているTMの場合にしても、変わりはあるまい。また、かつてTMが中心的な役割を果たして遺産分割案をまとめた際、TOには大学に在学中の修学資金を配慮するとしたことに関連して、他のきょうだいたちとはちがい、ただひとり大学を卒業し、その学歴によって現在自分たちが日々手にする現金収入よりも高額な給料を支給されているTOには、遺産分割にあたってはおのずから遠慮があって然るべきだとする考えが、TCとTMとにあったとみて間違いないのである。

他方、TOの場合はどうであろうか。狡猾である点では、TC、TMとそう変わらない。特別受益証明書の無断使用も、自分が家を建てるために土地を取得したときには不間に付し、兄たちが他の土地を取得したときには抗議するといったように、およそ行動に一貫性がない。しかもその抗議には、既述のように兄たちがたまたまそれによって多額の現金を手にしたことに対する羨望感からでもあるのである。このTOには、自分だけが大学に進学させてもらったとか、兄たちが親と一緒に土まみれになって農業に従事し、土地の維持に努めてくれたとかいうことに対する感謝の念や他人に対する思いやりなどは、まず見いだせない。それよりは、家を

建てる際に妻の実家からかなりの資金援助を得たことに対する妻への顔向け、妻の実家への面子のほうが重要なのである。「きょうだいであっても、金の問題は別」といい、また「きょうだいは他人の始まり」というが、この事例はまさにそれである。

4 事例4



この事例も遺産分割をめぐってのきょうだい間の葛藤であるが、そこに70歳になる母親の扶養の問題がからんでいるのが特徴的である。被相続人である父親のKTは農業に従事するとともに町役場に長く勤め、最後は助役をしていたが、交通事故で急死している。したがって、この場合も遺言等は残していないかった。KTには妻KYとの間に3男2女の子どもがいる。長女TNは50歳、次女SYは44歳、ともに嫁いで遠方に住んでいる。長男KMは46歳で、結婚して両親と一緒に暮らしていたが、嫁姑の仲がうまく行かないため、10年ほど前に家を出て、現在は自営で建設関係の仕事をしている。次男のKHは39歳で、家を離れ喫茶店を開いて生計を立てている。父の死後は一時妻子とともに実家で母と暮らし、通いで喫茶店を営んでいた。しかし、遺産分割の話が紛糾したため、家を出るに至ったのである。後にも述べるが、事情は複雑で、一度は母と別居したものの、こんどは母親も家を出て、現在はKHのもとに身を寄せている。最後に、三男のKKは36歳で、上京して一家を構えトラックの運転手をしていたが、兄のKHが家を出ると引き換えに妻子を連れて実家に戻り、運輸関係の仕事を従事している。

遺産分割の事例であるから、相続人に生前贈与があれば、それにふれておかなければならぬ。まず、長男のKMには家を出るとき、生業資金として、当時の金で250万円が与えられている。次に、次男のKHには独立して喫茶店を営む際、これもまた生業資金として、150万円が与えられている。三男のKKの場合は、在京中の職業はトラックの運転手であり、自営ではなかったが、他のきょうだいとの振り合い上であろうか、100万円の現金が与えられている。残るTNとSYの女きょうだいにはそれぞれ嫁ぐにあたって、相当の嫁入り支度が整えられているのはいうまでもない。これらはいずれも特別受益として、遺産分割時に相続分の中から控除されなければならないことになっている。法律上のこの規定は、しばしば相続人間の葛藤の原因となるが、この事例はもうひとつ厄介な問題を抱えている。それは、前に遺言等はなかったといったが、かつて被相続人のKTが大病を患って東京の病院に長期間入院していたとき、長女のTNが献身的に看病したことがあり、それを感謝してKTがTNに土地の一部を与えるといっていることである。これは単なる口約束に過ぎないが、TNがそれを強硬に主張するばかりでなく、KTの妹に当たるTNの叔母もその事実を認めているのである。

KTの死後間もなく、親戚の者が中に入り、法定相続分どおり、配偶者であるKYが1/3、残る2/3を5人の子どもが均分相続で1/5ずつ取得するという話が出たことがある^(注9)。しかし、この分割案にはKYが反対したため、再度関係者が話し合った結果、宅地と家屋、それに田と畠を合わせた1800坪の半分をKYが、残る900坪を子どもたちが均分で相続するという案がまとまった。おそらく前述の子どもたちに対する生前贈与が考慮されたのであろう。ところが、このKYには有利な内容と見られた分割案も、KY自身の反対で合意に至らず、それ以後は、むしろKYを差しおいての子どもたち間の意見の対立で、どうにもならない状況に立ち至ってしまったのである。

『後の後悔先に立たず』で、この事例はKYが申立人になり家庭裁判所に持ち込まれたのであ

るが、その時点ではKYは既に自分が相続する意思ではなく、きょうだいの間でこじれてしまった遺産の配分を調停でうまく決着をつけてほしいということであった。よく考えれば、その種をまいたのはほかならぬKY自身であったのであるから、皮肉な話である。KYが性格的に問題のある人物であることは、これからいろいろの面で明らかにされてくる。

すでに述べたように、KYが嫁いだのは農家であったが、夫のKTが役場に勤めていたため、農作業の大半はKTとKYの両親の手にゆだねられていた。その嫁の立場の苦労は並大抵のものではなかったであろうと推量される。苦労が人間的な成長につながればよかったです、この場合は逆で、きわめて恣意的、自己中心的、感情の赴くままに行動する、他からいえば扱いにくい人間にKYはなってしまった。これでは人間関係がうまく行くはずがない。夫や夫の両親とのそれは、KYが口をつぐんでいるので定かでないが、子どもたちとのそれは、次のとおりである。まず、長男のKMが家を出たのは、その妻とKYとの折り合いがまずかったからである。次に夫の死亡直後、その妹の話によると、KYは「末子のKKがしっかりしているので、このKKに実家に戻ってきて欲しい、自分と一緒に暮らして欲しい」と強く望んだという。しかし、KKは母親に近似した性格の持ち主であるばかりでなく、奔放、粗野でもあり、到底親の世話をなどできそうもない。やはり末子であるだけに、KYにとってはとりわけ可愛かったのかもしれない。母親がいくらそう望んでも、東京で働いていたKKが勤めを辞めてまでして実家に戻る意思はなかった。そこで、比較的近くに住んでいた次男のKHが、職住分離の形で、ある程度犠牲となつてKYと実家で暮らすことになったのである。

さて、このような状況のもとで遺産分割の話が進行するが、そのなかで、KYがKKとの同居を希望したことが思わぬ影響を及ぼし、KKの「兄貴は親の遺産目当てで、実家で母親と一緒に暮らす道を選んだ」といういらざるひと言となって出てくる。そして、このKKのKH攻撃には、妻とKYとの人間関係のこじれから

長男の座を放棄することになったKMが同調し、さらにTNに対する父親の生前の口約束もそこに登場するのであるから、きょうだい間で話がつくどころではない。

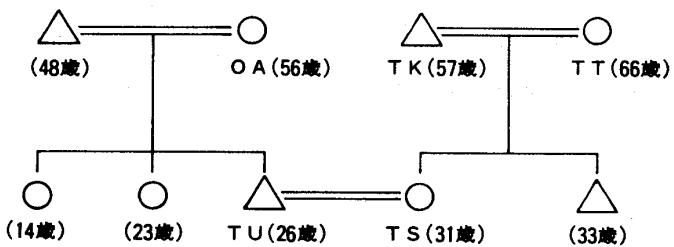
痛くもない腹を探られたKHは、実家を出て職住一体の以前の生活に戻ることになり、代わっていよいよ東京を引き払ってのKYとKKの同居生活が始まった。KYとKHの妻との人間関係は比較的うまく行っていたようであるが、念願のKK一家と一緒に生活することになったのもつかの間、KYとKKの妻の対立、抗争が生じた。KKが『しっかりしている』のならば、その間に立って調整役を務めるのであろうが、残念ながらKKにはそれだけの器量がない。こうして嫁姑関係は悪化の一途をたどり、たまりかねたKYが家を出て、KHのもとに身を寄せる事になるまでには、そう時間はかかるなかった。

再度いうが、KYが農家に嫁ぎ、舅姑に仕え、夫に代わって農作業に明け暮れした苦労は十分に理解できる。しかし、その苦労が年輪となり人間としての幅を広げ、夫の死後子どもたちとの人間関係を巧みに処理して行けるのならばよかったです、現実はその逆であり、むしろ人間関係を好ましくない方向におし進めるのに、大いに働いてしまったのである。

この遺産分割の事例は、結果的にKKが生家に入り、『跡とり』的立場に立ったため、宅地と家屋と農地の一部を取得し、KHが母の扶養に当たるため、そこに若干の配慮を当事者間で認め合っての残る農地の配分で、一件落着する。しかしKYにすれば、永年住みなれた土地を離れ、知人もあまりいない土地で老後を過ごすことになったわけであり、気の毒な話である。ただ唯一の救いは、KHの妻が穏やかな人柄のようなので、まずはKH一家の中に安住の場所を見いだせうことである。

5 事例5

これはよく見かける些細なことに端を発した、それでいて案外その根は深い夫婦間の葛藤が、最終的には離婚に至ってしまうといった事例である。夫であるTSは31歳で、東京のある



私立大学の法学部を卒業し、地方公務員をしている。T家は土地の旧家で、66歳になる父のTTは同族会社の役員である。母のTKは57歳であり、この夫婦の間にはTSのほか、他家に嫁いでいる33歳になる姉しか子どもはない。これに対して妻であるTUは26歳、あるミッション系の大学を卒業した後は家にいて、生花、お茶などの習いごとをしていた。父のOAは56歳で、中小企業の経営者、母は48歳で、ふたりの間にはTUのほか、大学を卒業し東京で働いているその弟と、中学に在学中の同じく弟の2人の子どもがいる。

このふたりはTUの中学時代の恩師の紹介で見合いをし、約8ヶ月の交際期間を経て結婚している。はじめはTSの勤務先が県庁の本庁であったため、その所在地にある県営住宅に住んでいたが、その後出先機関に勤務替えになり、現在は少々離れた地方都市に民家を借りて生活している。両者の間に些細なことから意見の食いちがいが認められている。TSは、早く孫の顔が見たいという両親の希望もあって、できるだけ早く子供を儲けようと考えるが、TUのほうは、少なくとも100万円位の蓄えがなければと、それを受けいれないといった、他からみればよく話し合って解決すればよいと思われる問題である。しかし、この場合はそう簡単には行かない。というのは、それが両者の性格、さらには生い立ちのちがいに深く根ざしているからである。

TSが生まれた家は、前にも述べたように旧家であり、一家はその家格、家柄を誇りとしている。若いTSにしてもそれは例外ではなく、その点では彼は親の期待どおりに成長した『親

孝行な子どもであった。進学した大学は、どちらかといえば『お堅い』大学であり、在学中はいかにもそうした大学にありそうなサークルに所属して、活躍していたようである。これに対して、TUの実家は経営内容のよい中小企業を営み、家庭の雰囲気は開放的で、これも前に述べたように、TU自身がミッション系の大学を卒業しているばかりでなく、将来は父親の事業を引き継ぐことになるであろうと思われる弟にしても、私立の芸術大学を卒業し、現在は東京で家業とは全く関係ない仕事に従事しているといった調子である。

さて、夫のTSからすれば、妻たるものは何事であれ夫唱婦隨であるべきであると考える。しかし、TUのほうはその生い立ちと、それに母親譲りの多少気の強いところもあってか、必ずしもそのとおりにはならなかった。そうなれば、T家の側では『家の嫁』という意識があるので、両親はもちろんのこと、他家に嫁いでいる姉までもが一緒になってTSの後押しをする。居たたまれなくなったTUが実家に帰ることが三度に及んだが、その都度父親がTUを諭し、婚家に詫びを入れて戻していた。

ここで、双方の相手の人物評を紹介してみると、次のとおりである。まず、TUはTSについて、「結婚前はフェミニストらしく見えたが、その実はわがままで、なににつけて自分のほうが100%正しいのだと思い込んでいる。また、女は徹底的に男にかしづくものと考え、いうとおりにしないと暴力を振るう。早く子どもをつくりたいというのも、T家の跡とりをとか、世間体を気遣ってのことに過ぎない」といつている。他方、TSはTUについて、「女性的なやさしさは全くなく、こちらのいうことに対するは常に非協調的である。自分の非はすべて認めず、反発的で、一時はどこかで精神修養でもしてくれたと思ったが、最近ではそれも無駄なこととあきらめている。なお、TUのそうした性格は母親譲りのもので、その母親は自分の子どもをたしなめるどころか、親子が一緒に私や私の両親のことを非難攻撃する」というのである。

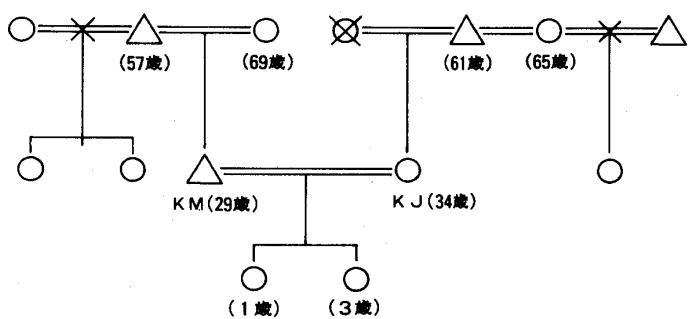
いま、TU親子が一緒になってという点に問題がなくもないが、TSばかりかその両親にま

で非難攻撃の矛先が向けられているのは、TSが独立した人格を備えた人間ではなく、両親のリモート・コントロール下にあることを問わず語りに示している。事実、調停への出席はいつも父親同伴であり、離婚にあたっての条件の提示はすべて父親の意見によっていた(注①)。両者が互いに相手のわがままな点、非協調的な点を指摘し合っているのは、見方によっては『目くそ鼻くそを笑う』の感がする。しかし、その出自をたずねれば、TSのそれが旧来の男性であるところからであるのに対して、TUのそれは新しい女性であるところからであるといえる。それにしても、双方がもう少し相手の立場に立って考えること、相手に対してなにがしかの思いやりがあったならばと惜しまれるのは、なにもこの事例に限ったことではなく、すべての離婚の事例、いやすべての葛藤の事例に共通したことである。

なお、この事例は、もともとTS、TUそれぞれ自身の問題ととらえられていないために、双方の親同士の折衝にはじまった。ところがほとんどの話が進展しないことから、T家側が、結婚の際に仲介の労をとった中学校の教諭を通じて、TUの実家に対して一方的に離婚届に署名捺印するように申し入れるという措置に出た。これによって両者の間のギャップはさらに大きくなつたが、それに追い討ちをかけるようにT家側が弁護士に依頼して、TU側のいうところでは「泣き寝入りをして早く離婚しなさい」と、高圧的な解決策をとったため、紛糾の度は一段と増し、ついにTU側からの調停申し立てとなつたのである。この経緯だけみても、TS側の婚姻、離婚についての考え方がわかり、興味深い。

6 事例6

これも離婚によって終止符をうつ夫婦間の葛藤の事例であるが、最近のエリートと称される人間がもつ欠点について考えさせられる事例でもある。夫のKJは34歳、会社員である。彼の父は職業軍人であったが、従軍看護婦をしていた母と大恋愛の末、結婚し彼が生まれた。しかし、戦後3年ほどして父は32歳の若さで死亡し



てしまった。それから5年余りの間、母は幼い彼をかかえてある官庁の出先機関で働いていたが、同じ職場でやはり一子をかかえてやもめ暮らしをしていた義父と知り合い、結婚した。現在、母は61歳、義父は65歳である。なお、ふたりの間には子どもは生まれていない。母の期待を一身に背負って成長したK Jは、一流の県立高校から一流の私立大学の経済学部に進み、卒業後はUターンして地元の一流企業に勤めている。一方、妻のKMは29歳で、69歳になる父は長く勤めていた官庁を定年退職し、現在は農業に従事している。57歳になる母は再婚で、異父兄が2人いる。高校を卒業後、K Jが勤めている会社に入社したが、考えるところがあって2年ほどで退職し、新たに公務員の初級職試験に挑戦して合格し、現在は地方公務員として働いている。

このふたりの結婚は、たまたまふたりが同じ職場で働いていたうえ、通勤の道筋も同じであったため、親しく口をきくようになったことにはじまる。恋愛結婚ではあっても、とくに熱を上げたのはK Jのほうであったらしい。しかし、ふたりの結婚を阻害するひとつの問題点があった。それはKMの異父兄のひとりが、現在はまじめに働いているものの、ふとしたきっかけから罪を犯し、刑務所に入っていたことがあるという事実である。そのためにK Jの母は結婚に異を唱えた。そうであるからといってあきらめるわけにも行かないK Jは母への説得に努めた結果、やっと母が折れ、ふたりは結婚することができた。結婚して1年足らずで長男が生まれ、それから2年ほどして次男が生まれた。

現在、KMはこの3歳と1歳になる2児を保育園に預けて働いている。

離婚の話はK Jのほうから持ち出されている。その主張するところによると

- (1) ふたりが結婚する際に、KMの異父兄がかつて刑務所に入っていたことがあるという理由で、母が反対したのをKMはいまだに恨みに思っている
- (2) そのKMの執念深い性格は、多分にKMの父の異常ともいえる性格を受け継いだもので、簡単には改められない
- (3) 結婚後、ふたりはK Jの両親とは別居して暮らしているが、両親が夫婦の面倒をよくみてくれ、孫を可愛がってくれるにもかかわらず、義父が健康を害したため、実家に行く機会が多くなると、KMはそれを極度に嫌い、露骨に不快感を示す
- (4) 1年ほど前にその義父が入院し、母が付き添って看病していたが、その間休養をとるために、病院に近かった自分たちの家に泊めて欲しいという話が出たとき、KMはそれを嫌い、子どもを連れて家を出て行ってしまった
- (5) 結婚後3ヶ月位経過したころ一度離婚を考えたことがあったが、そのときはKMがすでに妊娠していたので、思いとどまった。その後も自分の職場の上司であり、同じ大学の先輩でもあるY氏が間に介入して、夫婦間の調整を図ったこともあるが、同氏がKMの側に加担してしまうため、話はうまくまとまらなかった
- (6) 幸いにも義父の病気が全快し、母親が孫を引き取って世話をしてもよいというので、今回改めて離婚を決意するに至ったというのである。

しかし、ご多分にもれず以上に述べられているKSの主張は相当に一方的なもので、逆にKMの側の言い分を聞いてみると、次のようになる。

- (1) KSの両親は大恋愛の末結婚し、KSが生まれたわけであるが、不幸にして父親が早く死亡してしまったため、母親はKSを連れて再婚した。その後も母子の紐帯は依

然として強く、KSはなにかといえば母親に相談し、母親もことごとに夫婦の間にごとに口を出す。

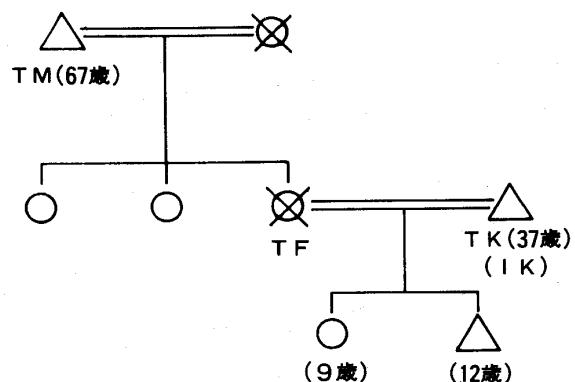
- (2) 前記のKSの母親の干渉は、結婚直後の親戚への挨拶回りに何を持って行くかにはじまり、なににつけ妻の立場はほとんど無視されてしまっている。
- (3) KSは秀才意識が強く、すべて自分が正しいと思っている。私の父親を異常性格と決めつけ、また、ふたりの間に入つてあえて調整の労をとってくれたY氏が、公平な立場に立つて話を進めてくれたのをそうとは受けとらなかったのも、すべてそうした自己中心的な考え方から出ている。
- (4) KSとふたりで十分に話し合い、KSが自分の立場をよく理解してくれるならば、軽々に離婚することは考えない。しかし、あくまでも離婚するというのであれば、これまでどおり子どもを保育園に預け、自分が働いて子育てをして行く。

KMは、彼女自身も認めているが、しんは強いほうである。といってKSの母親の干渉にその都度反発はしない。しかし、逆にそれが心の奥底に積もってしまい、KSの母親が泊りにくると伝えてきたとき、子どもを連れて家を出るという形で、そのハケ口が求められてしまったのである^(注10)。その家出の3日後、KMが家に戻ろうとしたが、受け入れられなかつたのは、KSの側からすれば、それを口実にして、一気に離婚に持ち込もうと意図したのかもしれない。

結局、この事例は『覆水盆に帰らず』で、KMが2児を引き取り養育することで離婚が成立してしまっている。KMの異父兄に問題があったにせよ、それは彼女自身には格別関係のないことである。むしろそれはKSの母が一生懸命育てて一人前にした息子を、他の女性に取られてしまうという一種の嫉妬から、とりわけ問題視されたのにちがいない。したがって、こうした負因めいたものを持たない女性が相手であっても、その後の展開はそう変わらなかつたのではなかろうか。母親が子離れしていないのはよくわかるが、KSが親離れしていないのもひどい

ものである。最近、親のいうなりにひたすら勉強に励み、いわゆるエリートコースを進み、自らもエリート意識を抱くものの、人間として大きな欠落した部分を持つ人間に出会うことが多いが、ここにもそのひとりを見いだした気がする。

7 事例7



嫁と姑との間の葛藤はしばしば見られ、その多くは姑の嫁いびりという形をとっている。もっとも時代の移り変わりとともに、それは逆の形、つまり嫁の姑いびりという形をとることが考えられるが、この事例はその先取りをしているようなものである。姑は67歳、平凡なサラリーマンの家庭に嫁ぎ、3人の男の子を儲けている。その3人の子どものうち長男のTFはやはり跡とりということと、小中学校での成績が良かったことから、両親が多大な期待を寄せ、家計を切り詰めてまでして一流の国立大学の経済学部を卒業させている。これに対して次男、三男はともに高校を卒業すると同時に就職し、家を離れて生活している。TFは大学を卒業すると、両親の意向もあって、地元の銀行に就職し、やがて見合い結婚をし、2児を儲け、勤めのほうも順調で、着々とエリートコースを歩んでいた。ところが、4年前にTMの夫、つまりTFの父が死亡したため、それまでTF一家と別居生活をしていたTMが、TFのもとに身を寄せることになった。前に述べた嫁の姑いびりの第一段階は、ここからはじまった。

嫁のTKは37歳、短大を卒業後しばらく会社勤めをしていたが、知人の仲介でTFと見合い

結婚をした。TMも勝ち気なほうかもしれないが、TKはそれに輪をかけたような勝ち気な女性で、夫のTFがただ実直にこつこつと働くだけの人間であったのに対して、家の経済を一手に切り回し、早々とマイホームを作るばかりではなく、他に1軒の家を建てて知人に貸して家賃収入も得ている。

嫁姑の間の葛藤も、TFがふたりの間に入って調整しているうちはよかつたが、不幸なことに、TMの夫が死亡してから2年半ほどして、TFも死亡してしまった。調整役を失ったふたりの間の葛藤は、それ以後日一日とその度を増し、ついに、たまりかねたTMは親戚を頼って家を出てしまった。

さて、問題は一応姑との縁が切れ、自由の身になったTMがとったそれからの措置である。彼女は婚家と絶縁することを決意し、次のような手段をとった。

- (1) 夫が死亡しているので、それまで名乗っていたTから結婚前の氏であるIに復姓している。
- (2) 母親の氏が婚前のそれに復したことを探りにして、12歳と9歳になる2子の氏をも自分の氏と同一にするため、家庭裁判所に手続きをとり、その許可を得てともにIに氏を変更している。
- (3) 姻族関係終了届を提出して、TMとの姻族関係を断っている(注11)。

ここでTMにとくに関係があるのは(3)の姻族関係終了届の提出であり、これによってIK(TK)のTMに対する扶養の義務は、少なくとも法律的にはなくなってしまったのである。

こうした法律上の問題に疎いTMは、すでに嫁のTKや2人の孫と一緒に暮らすのは無理であると判断し、今後別居して生活していくのに必要な生活費の支出をTKに求めて、家庭裁判所に「姻族関係調整」の申し立てをした。しかし、この申し立てがなされると、それを追い掛けるように、TKからは上述の姻族関係終了の手続きがとられてしまった。それはともかくとして、この生活費の請求は、TMにすれば、長男のTFが死亡した際、600万円位の退職金が勤務先の銀行から支払われているはずであり、

また、TK側には2軒の持ち家があり、さらに、TK自身も銀行の配慮で現在そこの嘱託として働き、ある程度の収入もあるからと考えてのことであった。とはいえ、ここにTMの目算ちがいがあった。というのは、TFには配偶者と2人の子どもがいるのであるから、その死亡にあたっての相続には、直系尊属であるTMは関係ないわけであり、またTKのTMに対する扶養の義務は、既述のように姻族関係終了の手続きが取られている以上、法律的には免れているからである。しかし、法律的な扱いは別にして、常識的、あるいは道義的には、身ひとつで家から飛び出してしまっているTMに対して、TKはその要求にこたえてよいはずである。それにもかかわらず、粘り強く説得した結果、TKがやっと認めたのは、TMのそれこそ1~2カ月分の生活費に相当しようかと思われる、わずかな金額であったのである。

この事例をみていると、TKとTMとの間の葛藤、とくにTKのTMに対する感情的なしぐりが、いかに大きなものであったかがわかる。TFは母親のTMが大いに期待を寄せ、また彼自身もよくそれにこたえるような息子であったのは、すでに述べたとおりである。とすれば、結婚後は姑の肩入れによってすべては息子第一で、嫁の立場は無視されることが少なくなかったかもしれない。それでもTKが温厚な人柄であれば、ただ耐え忍ぶだけで終始したにちがいない。しかし、勝気なTKは決してそれに負けていなかった。夫のTFが生存中はまだ多少は我慢もしていたであろうが、その死亡とともに一気に攻勢に出るに及んで、はじき出されたのがTMの家出ということになる。さらにその後、TKはTMに対して次々と非情な手をうっている。しかも、それがいずれも法律的にはなんら対抗できない巧妙な手段なのである。気の毒ではあるが、TM側の完全な敗北である。

それならば、TMは今後どのようにして生活して行ったならばよいのであろうか。TMのこれまでの子育てともかかわることなので、その点に言及しておこう。まず、扶養の義務を負うのは次男と三男である。ただし、その扶養の義務は、夫婦間や未成年の子に対してその親が負

う生活保持の義務といった厳しいものではない。それは生活扶助の義務といわれ、兄弟姉妹間のそれと同様に、まず扶養義務者が生活をしたうえで余力があったならば、その範囲でというものである。この場合、次男と三男がどの程度の生活をしているかはわからないが、その前に、長男のT Fだけが別扱いされ、下の子どもたちはいわば冷や飯食いの扱いをされているのであれば、TMは今さら世話をしてくれと、次三男のところに頭を下げて行くこともできないであろう。そこで、最終的には、生活できないとあれば、生活保護法による生活扶助に頼らざるを得なくなるのである。

夫の死亡時点まで長く借家住まいをしていたというから、おそらくTMには相続すべき遺産などなかったのであろう。いいかえれば、自分の将来は全面的にTFが保障してくれるものと思い、また保障してもらうつもりで、そこに大きな投資、かけをしたのであろう。ところが、その死亡が予定を大きく狂わせてしまった。

夫の死亡したとき、その妻は、現在の法律では、遺産の半分を取得することができる。しかし、家意識が強く残存していれば、遺産のかなりの部分を子どもたち、とくに長男に相続させることにもなる。また、妻が相当に年をとつていれば、一度夫の遺産を相続しても、そう遠くない時点で、再度その遺産の相続の問題が起るので、老後の扶養を特定の子どもに依存することで、相続を放棄する例も少なくない。

しかし、遺産を相続しなくとも、あるいは相続すべき遺産が格別なくとも、子育てがうまく行つていれば、子は年老いた親の扶養に積極的に当たる反面、遺産を相続しても、それはそれと割り切り、すんで親を扶養しない子どももいるのが現実であり、最近とみにそうした風潮が強まりつつあるように思われる。したがって、親たるものは、この事例に見られるように、自分の老後の生活設計をあらかじめ考えておかず、そのすべてを特定の子ども、通常は跡とりの子に期待するのは、とんだ不幸を招きかねない。相続できる財産があるのであらば、たとえ強欲ととられても、権利としてそれを相続しておくのも考えられてよい。とりわけ嫁姑の関係は

もともと他人同士の間柄であり、姻族関係終了届を提出されてしまえば、法律的な扶養の義務がなくなってしまうというこの事例が教えるところは、さらにこうした考え方を強めるものもある。

嫁姑の間の葛藤は、かつては姑の横暴に嫁が泣いたのが通例であったが、近年は嫁の得手勝手さに姑が不平不満を口にする例が多くなった。同じ女性同士でという見方もあるが、同じ女性同士であるからという見方も成り立つ。男性は仕事のために家を明けていることが多いが、女性同士はひとつ屋根の下で額をつき合わせている時間が長い。実の子であれば、少々きついことをいわれても、余り気にしないが、他人である嫁からいわれれば、同じことでも感情を害するのが人の常である。ともかくも、嫁姑の関係はむずかしい。

III 家族間の葛藤の社会的背景

個々の家族間の葛藤には、それぞれそれなりの原因がある。しかし、家族間の葛藤もひとつの社会現象であるとすれば、それらを通じて、そこに現代社会の特徴を読みとることができる。いいかえれば、家族間の葛藤もまた現代社会の反映にほかならないのである。以下その点にメスを入れてみる。

1 民主社会への転換と権利意識

早いもので戦後40年余りの歳月が経過している。その間に日本の社会はいろいろな面で変化したが、なにはさておきあげられなければならないのは、封建社会から民主社会への転換である。戦前の封建社会では、身分階層的序列、タテの人間関係のなかで、人はそのどこかに位置付けられていた。いや、単に位置づけられていただけでなく、その位置に付随した思考、行動の様式、生活様式が決められていた。これを分(ぶん)といい、人は分に相応した形で日々を過ごすのをよしとされた。いわばその社会で決められているとおり、目上の人のいうとおりにすることである。社会化のねらいもそこにおかれ、したがって教育の効果があがればあがるほど、

人は従順、素直になったはずである。この身分階層的な序列のなかで、上位にある者は比較的したい放題に振る舞うことが許されていたのに對して、下位にある者はとかく不自由な思いをすることが多く、そのためおのずから欲求不満も生じようというものであった。ただし、それも『人の和』『社会の和』が大切と、やんわりと抑えられてしまっていた。

さて、終戦を契機として日本の社会は封建社会から民主社会へと変わった。民主社会では、人はすべて平等であり、ヨコに並ぶ。タテの人間関係のなかでの分による行動は過去のものとして否定され、人は新たに自分で考え、自分で責任をもって行動しなければならなくなっている。戦後の教育が自主性、合理性を身につけさせることを基本的目標としているのもそのためであり、したがって教育が正しく行われ、効果をあげるならば、人はそれだけ自主的、合理的に行動するようになるはずである。しかし、すべてが期待するとおりにはならなかった。もちろん自主性、合理性を正しく身につけた者もいるが、それと並んで、自主性を自分さえよければ他の人はどうでもよいといった身勝手さと混同し、また合理性を理屈はいうが実行がそれに伴わない、いわゆる屁理屈をこねることとはきちがえる者も多々現れてしまった。そうして、それが権利の主張、義務の軽視となる例がしばしばなのである。

そうなってしまった理由にふれてみると、そのひとつは、封建社会から民主社会への転換が、それこそ自主的、主体的に行われたのではないことである。つまり、長い封建社会の歴史のなかで、われわれ日本人自身がその内蔵する矛盾、弊害を痛感した結果、民主社会への転換を試みたのではなく、戦争に破れ、占領行政という外からの強い力によって、民主化への道を歩まされたのである。それに、封建社会では、序列の上位の者がとかく権利的なものを振り回していたのに対して、下位の者はなにかにつけ義務的なもののみを強いられていたことへの反動もあったであろう。

またより根本的には、次のような事情も考えられる。もともと民主社会は平等、しかも対立

的な人間をその出発点においている。その対立を緩和し、協調、協力を図るためにには、お互にいうことはいう、権利は主張すると同時に、他の人のいうことには耳を傾ける、他人の権利を尊重するという契約的な人間関係を生み出す必要があった。ところが、古来『和を以て貴し』としていたわれわれ日本人にとっては、そうした人間についての見方は、およそなじみのないものだったのである。

権利意識に目覚めるのは結構なことである。しかし、それには他人の権利への配慮、その尊重を欠いてはならない。家事調停で扱う家族間の葛藤の事例では、程度の差こそあれ、平たくいえば当事者の身勝手さ、むづかしくいえばこの権利のはきちがえが、いつもその根底に横たわっているといつても過言ではない。

2 経済的な豊かさと女性の自立

『家にありては親に従い、嫁しては夫に従い、夫死しては子に従え』の三従の訓を守ることを強要されていたかつての社会の女性には、自立など望むべくもなかった。その点、民主社会への転換は、それに少なからず寄与したといえる。また、最近の少子化傾向によって女性のライフサイクルが変化し、育児から早く開放された女性が自由な時間を持つようになったのも、その自立につながると考えてよい。しかし、ここではとくに女性の経済的自立の問題をとりあげてみる。男女雇用機会均等法の制定、施行に象徴されるように、戦後の経済的復興、さらには繁栄は女性にも労働市場を開拓し、女性の就労、経済的自立を促した。そのなかには、高学歴を身につけ、男性と肩を並べて大企業に就職する女性もいる。また、生活水準の上昇による出費の増大に対応するため、あるいは高学歴化社会がもたらした子どもの教育費を調達するため、パートで働く家庭の主婦もいる。いずれにせよ、女性が自分で働いて現金を手にすることは、経済的自立を女性自身に意識させる。極論すれば、それは女性の意識革命でもあり、経済的自立は精神的自立に通じる。それにもとづき、女性は自分の意見を堂々と述べる。ただ引きさがってばかりしてはいない。とくに結婚して家庭に

入った場合、もし離婚にでもなれば、その翌日から路頭に迷わされもするかつての女性とは異なり、自分ひとりの口すぎはもちろんのこと、ときには子どもをも立派に育ててみせるぞといった自信満々の現代の女性は、『嫁しては夫に従え』に終始してはいない。前にあげた事例の中には見いだせないが、数多い離婚調停の事例の中には、夫のふがいなさに愛想を尽かし、自分のほうから慰謝料を支払ってまでして、離婚する女性も認められるのであり、時代の変化を知らされる。

もっとも女性の経済的自立が女性の身勝手さを招来するのであってはならない。こうみると、権利意識の場合と同様に、この女性の経済的自立、精神的自立も『諸刃の刃』であって、誤って使われれば家族間の葛藤の原因ともなるのである。

3 高学歴化社会と子育ての誤り

『総領の甚六』といい、また『後家育ちは三百安い』という。昔から溺愛、過保護、干渉過多が子供を損なうといわれているが、それは今でも変わらない。同じく子どもを損なうにしても、過去と現在では多少その内容を異にしている。過去に被害者の立場に立たされたのは、総領、長男であり、末っ子であり、また一人っ子であった。とくに長男は家意識の強いなかにあって、跡とりとしてひたすら両親、とりわけ母親の愛情が注がれて育てられた。愛情といえば聞こえがよいが、盲目的な愛情である。子どもの側でそれに反発すればまだよいが、唯々諾々とそれを受け入れていれば、それこそ三百安いになってしまう。事例1のTMにその典型的な例を見いだすことができる。このようにして子どもが成長して、親が自分の非を認めたときには、すでに後の祭りである。

広く求めれば、現在でも同様の子育ての誤りがないではないが、現在のそれは、むしろ高学歴社会のなかでの干渉過多として特徴づけられる。親であれば、わが子の将来の幸せを願うのは当然である。しかし、それは子どもの能力、資質、性格等を十分に考慮したうえでのことではなければならない。ところが、現実はそうでは

ない。なにはともあれ、高学歴を身につけさせるのがそのまま幸せへの道につながると考え、早くも小学校時代から学習塾に通わせ、中学校に入れば個室を与え、そこに子どもを閉じ込め、専ら勉強へと駆り立てる。親子の間の対話もなければ、しつけもない。その結果はどうなるであろうか。たとえ『勉強が出来て』、『良い大学を卒業し』、『エリートコースに乗ったりしても』、人間的に大きく欠落した部分を持ってしまう。そうであれば、職場の人間関係はうまく行かない。人間関係がうまく行かなければ、業績があがらないばかりか、最低の職責を果たすことすらできない。最終的に挫折感を味わうのは本人である。職場の場合はそれで済むが、結婚して家庭を持てば、累は他の家族にも及ぶのである。エリートであることだけで配偶者を選ぶのは、将来に大きな禍根を残すといって差し支えない。

過去、現在を通じて『子離れしない親』が家族間の葛藤に顔を出してくる例が多いが、最近はそれと並んで『親離れしない子』が同様に顔を出してくるのは、どうしたことであろうか。親子の紐帯が強い状況のもとでは、結婚しても第三者がその間に介入する余地は全くなく、破綻をみるのは必定である。こうなると、『親孝行な子』も問題になってくる。

4 社会の変化と世代のズレ

もうひとつ子育ての誤りと関連するのが、世代のズレである。世代のズレが口にされる場合を考えてみると、いくつかある。人は自分に都合のよいことはよく覚えているが、都合のわるいことは忘れてしまう。記憶に働く一種の防衛機制である。親の世代が子の世代に対して『今どきの若い者は』というときは、考えてみれば、自分も若いときは現在の子どもの世代と近い状況にあったのにもかかわらず、それを忘れていたずらに慨嘆していることが多い。したがって、『今どきの若い者は』は、いつの時代でも親の世代が子の世代に対して、繰り返し口にしていることばなのである。

また、次のような場合もあるであろう。青年期の心理的特徴のひとつに自我の目覚めがあ

る。まだ経済的には親から独立していないとも、もう自分は一人前であるという意識をもつ。それによって親あるいは大人の干渉を極度に嫌うようになる。それに同じくこの時期の心理的特徴である理想主義的傾向が加わる。理想主義的傾向とは、よくいえば純真、少々わるくいえば世間知らずということであり、自分で判断して正しいと思うことは、そのまま社会に通用する、通用すべきであると、確信めいたものをもつ。しかし、現実の社会はそれを認めない、許さない。年をとってくれば理想と現実のズレを理解し、然るべき妥協を図るようになるが、若い故にそれができない。若者の立場からすれば、それは敗北になる。そこで強く自己主張し、親やその他の大人、もしくはそれらの人びとが支配している社会に反発し、反抗する。いつの時代でもこれは変わらない現象であろう。そうして、ここに親の世代からも、逆に子の世代からも世代のズレが口にされるのである。

それにしても、過去に今ほど世代のズレが取り沙汰されることがあったであろうか。それは、前にも述べたようにあまりにも社会の変化が激しいからにちがいない。とはいって、それだけではない。次に文化の継承という視点から、この問題について考えてみる。

動物とはちがい、人間は完全に自立するまでの期間が長い。つまり、それだけ親への依存度が高いわけである。親は一生懸命子の養育に当たる。しかし、それと同時に社会の価値観を根底においていた思考、行動の様式、広い意味での文化の伝達に努める。その結果、子どもは経済的に自立するとともに、精神的にも自立するようになるのである。もちろん、折角身につけた文化も、社会の変化によってうまく通用しないことがあり、そこに若干の修正が試みられ、新しい文化が作り出されて行く。これがかつての社会での進歩、発展の姿であった。ところが現在はどうかといえば、こうした文化の伝達、若者を主体にしていうならば、文化の継承はほとんど行われていない。“父権喪失”というが、とりわけ父親がそれを怠ったり、回避したりしている。そのため、子の世代は勝手に自分たちの文化、“若者文化”を作りあげて行くほかない。子

育ての誤りのなかの世代のズレは、このようにして生まれてくるのである。ただし、社会の急激なというよりは大きな変化は、親の世代が自らそれへの新しい適応様式を見いだす努力をして行かなければ、“父権行使”は不可能であり、とくに人間関係や技術の面についてそれがいえる。事例2の親子間の葛藤がその好例である。

5 高度経済成長と地価の高騰

戦後の日本の経済復興は目覚ましく、すでに1955年には、貿易を除いた各種の経済活動は戦前の水準を上回った。“もはや戦後ではない”といったことばが聞かれたのもそのころである。引き続き経済の近代化、高度化が急速に進められ、国民の所得倍増をスローガンにした経済計画も打ち出され、国民一人ひとりの生活も次第に豊かになって行った。ひところやがて3C時代、つまりそれぞれの家庭に自家用自動車、カラーテレビ、クーラーが備え付けられる日がくるであろうといわれ、その当初には夢物語のように受けとられていたのが、今や現実となっている。ついでにいうならば、やがて3P時代、つまりそれぞれの家に広々とした庭、プール、自家用飛行機が備え付けられる日が来るであろうといわれることがあるが、さすがにそれはまだ訪れていない。

さて、経済の高度成長は良いことずくめではなかった。たとえば、物質的な繁栄は精神的な貧困、荒廃すらもたらしたといわれる。確かにそれは家族同士の人間関係にも影響し、葛藤のひとつ的原因になっているといえなくもない。しかし、ここではとくに地価の高騰の問題を取りあげておく。前述の国が経済計画を進めるなかで、次々と高速自動車国道が建設されて行く。また、経済の発展、景気の上昇に伴い、大企業が各地に工場を新設し、民間の開発業者が宅地の造成を手がける。こうした一連の行為は、都市の地価高騰ばかりか、それまでは全く無関係であった農村などの地価高騰すら招くことになってしまったのである。

まだ地価が高騰していないころの農村などの遺産分割では、相続人は比較的応揚に構えていられた。とくに家督相続的な意識が多少でも

残存していれば、なおさらのことであった。被相続人である父親とともに農業に従事し、苦労した長兄に対して、早くから家を出て都市で割合気楽な生活を送ってきた弟たちは、農業に従事してこそ価値がある土地取得を辞退したものである。ところが地価が高騰しているとなれば、話はちがってくる。長兄には自分の家がある。それにひきかえ、都市で狭いアパートの一室や公団の賃借マンションで暮らし、いずれは自分の家をと思っている弟たちが、相続の問題に当面し、この際法定相続分は取得し、それを売却した代金で家の新築をと考えるのは、わからないではない。ただし、その際父親とともに遺産である土地の維持、管理に当たり、ときにはそれを拡張もしている長兄の苦労に対する配慮が余り見られないのが普通である。こうして骨肉の争いが展開され、調停の場でののしり合いすら認められることになる。事例3および事例4にその一面がうかがわれる。そうして、むしろ相続すべき遺産などなかったならば、きょうだいの間の人間関係は引き続き円満裡に進められたであろうと思うのである。

6 高齢化社会の到来と老人の扶養・介護

ある年齢に達した集団がそれ以後生存し得る平均年齢を、国勢調査による年齢別死亡率から算出したものを平均余命というが、零歳におけるこの平均余命を平均寿命とよび、長寿化現象の指標としてしばしば用いられる。いま、1988年の日本のそれを見ると、男75.54歳、女81.30歳となっている。世界各国のそれと比較しても、一、二を争う高い数値であり、「人生七十古来稀なり」といわれた古希を迎える人も決してまれではなくっている。試みに1935年の平均寿命を調べてみると、男46.9歳、女49.6歳となっていて、まさに「人生僅か五十年」だったのである。この長寿化傾向を生み出したのは、栄養の改善、健康管理への配慮、保健医療制度の充実などの要因が重なってのことであるが、長寿化傾向、高齢化社会の到来はよろこばしい現象であるとともに、今後さらにそれにどう対処して行くべきかを考えさせる現象もある。たとえば、「人生僅か五十年」であれば、各職

場の定年退職が55歳でも支障なかったが、長寿化が進めば、それ以後の第二の人生をどう過ごすかが問題になる。そこで、最近では定年の延長が考えられ、また、中高年齢者の雇用促進も呼ばれている。それに付随して年金制度の整備が必要視されているのは、いうまでもない。また、個人差はあるものの、やがてはだれにも訪れる老化現象とその進行についての対応策の検討は不可欠である。さらにまた、最近家族の2世代構成の、いわゆる核家族化が進むなかで登場するひとり暮らし老人の問題にみられるように、とくに高齢化が進展してきた場合、その扶養、介護をどうするかも、ゆるがせにできないことである。はじめから3世代構成の家族の一員として老人が生活しているならば、たとえ老化現象が進み、他の家族の介護に要する負担が大になったとしても、単純に考えれば、それで済む。ところが、住宅事情もあってそれが許されず、長い別居生活が続いた後、改めて介護の必要が生じた段階での受け入れは、容易なことではない。施設に入れるという手段もあるが、うっかりすれば、それは棄老になりかねない。

社会一般の高齢化が進めば、老人の扶養あるいは介護をめぐっての家族間の葛藤は、増えこそすれ、減ることはない。老人の側に男性の家長意識、女性の主婦意識があれば、話は複雑になる。家父長的家族制度のもとでは、家長あるいは主婦はそれぞれの立場で行動することが認められ、隠居してその座から去っても、前官礼遇的な扱いを受けられたものである。しかし、現在はもはやそれが通用しないとなれば、その点について認識を新たにしなければならない。逆に子どもの側としては、現在の追いつけ追い抜けの競争社会が他人への思いやり精神を全く醸成していないこと、また、老齢化は明日はわが身であることに考え及ぶ必要があろう。それにしても、人が年をとるにつれてひがみを多く持つようになるうえ、世代のズレも手伝って感情的対立は避け難くなるが、事例7のTMとTKのようになっては、もうどうにもならない。

今後の高齢化社会の進行は、なんと私たちに数多くの問題を投げかけていることであろうか。

7 法律の改正と意識の変革

まず相続の話からはじめるにすることにする。明治の初年には、家の相続のことを家督相続または家名相続といい、その目的は家業を継承するという意味合いのものであった。これに対して、明治民法では家産のほか、江戸時代の武家法にその源が求められる戸主権の相続をもそれに合わせて家督相続と名づけ、しかも長男子単独相続法を採用した。戦後、詳しくいえば1947年の民法改正でそれは大きく変わった。その特徴は、相続を財産相続に限定したうえ、諸子の均分相続と配偶者の相続権を認めた点にある。それでもなお家産的な考えが残っていたためか、相続分をみると、

直系尊属及び配偶者が相続人であるときは、直系尊属の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一とする

配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各々二分の一とする

配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、兄弟姉妹の相続分は、三分の一とする
となっていた。これに配偶者優遇の措置が講じられ、

子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする

配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする

配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする

となったのは、1980年の改正においてであった。また、均分相続の行き過ぎを是正する意図から、「共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときは」と、特定の相続人の寄与分を認め、それに対する配慮をするよう法律上明記したのも、同じく1980年の改正においてであった。

離婚の話に移るならば、長い間男性優位の扱いを受けていた離婚が^(注12)、ある程度男女平等の形をとるに至ったのは、やはり明治民法においてであった。しかし、そこでもなお離婚の訴えを起こすことができる場合は、男性の側は「妻カ姦通ヲ為シタルトキ」とあるのに対して、女性の側は「夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ処セラレタルトキ」となっている。つまり、妻に姦通の事実があれば、それだけで夫は離婚の訴えを起こすことができるのに対して、夫に姦通の事実があっても、妻はまず姦通の事実について訴えを起こし、裁判の結果姦淫罪によって夫が刑に処せられるに及んで、はじめて離婚の訴えを起こすことができるのであった。そうして、これが「配偶者に不貞な行為があったとき」というように完全な男女平等な扱いを受けるには、1947年の民法改正を待たなければならなかつたのである。

しばらく前、調停の場で次のようなことに出会った。それは当事者間に一応離婚については合意に達し、荷物の引き渡し、引き取りの話になつたとき、嫁いだ後に姑が嫁に買い与えた着物の類について、それはすでに嫁個人の財産になっているにもかかわらず、「法律上はそうかもしれないが、土地の慣習では」と、姑がその引き渡しに容易に応じなかつたことである。作家のきだみのるは、自治省の幹部とのラジオでの対談で、「物を頼むのに手土産なしじゃ行けたものじゃあねえ。物を貰ったら必ずお返しはせねばならない。これが部落の良心と良識だがなあ。それを4年に一度だけ、それはいけないといったって無理だ」^(注13)と、公職選挙法による買収、供應の禁止を批判している。これは彼独特的のアイロニーである。なるほど時代の推移に即応して、法律もいろいろと改正されている。しかし、多くの人びとにとってその真意がどこまで正しく理解されているであろうか。ある場合には、その都合のよい部分だけが取りあげられる。都合のよい解釈が試みられる。また、ある場合には、うえの例にあるとおりに法律よりも土地の慣習、おきてが優先されてしまう。家庭裁判所での調停においてすらそうした例に当面することが多い。

法律は改正されることによって、それだけ家族間の葛藤の解決に役立てられるようになるのであろうが、人びとの意識が変革されず、その真意が正しく理解されなければ、『仏作って魂入れず』で、葛藤の解決に役立てられないばかりでなく、ときには事例7のTKの場合のように悪用されもするのである。

IV おわりに

はじめにも述べたとおり、ここで取りあげた事例はすべて家庭裁判所の家事調停に登場した事例であり、したがって家族間の葛藤のごく一端にふれたに過ぎないかも知れない。とはいえ、最近の家族間の葛藤の実態はある程度明らかにされたと思う。ところがその家事調停の申し立てにもひとつの変化が現れてきている。つまり、それは申し立て件数全体では、横ばい、あるいは多少減少の傾向をみせ、さらに詳細にみると、離婚においては同様の傾向にあるが、遺産分割においては逆に増加の傾向にあるのである。それならば、なぜそうした傾向が認められるようになったのであろうか。そこにもまた現代社会の特徴をうかがい知ることができるといえよう。

まず、離婚についていえば、決して離婚そのものの数が減少しているわけではなく、むしろ増加していると考えてよい。それにもかかわらず家庭裁判所の家事調停にそれが直結しないのは、離婚に対する人びとの抵抗感が薄らぎ、いわゆる出るところに出て話をつけるまでもなく、当事者間で話し合い、協議離婚の手続きをする例が増してきているからであると推測される。もちろんそれには経済的な豊かさが、たとえば慰謝料等の金銭的な面での妥協を容易にし、また女性の経済的自立によって、離婚後の生活不安が軽減されていることが少なからず関係している。それにひきかえ遺産分割においては、同じ経済的な繁栄が人びとの目を心の面よりも物の面に大きく向けさせ、たとえ親子、きょうだいの間でも、お互いに義理人情に煩わされず、権利は権利として主張するところに、当事者間の話し合いによる解決がそれだけむずかしくなっているからであると考えられる。

家庭裁判所の調停で話し合いがつかなければ、通常は離婚は地方裁判所への訴訟に、また遺産分割は家庭裁判所での審判に、その解決がゆだねされることになる。家庭裁判所への調停申し立ての大半は、病気にたとえれば、自家療法、あるいは内科的治療ではどうにも治癒せず、外科的治療に移されたようなものである。すでに当事者間の感情的対立は激しく、そのうえ当事者が全くの『赤の他人』ではないため、アンビバレンス的な感情の働きも加わるであろうし、期待を大きく裏切られたという受けとめ方も著しく、調停で求められる互譲による解決は容易ではない。その点において、早期発見、早期治療ではないが、家族間に葛藤が生じた場合は、その早い段階で、客観的な立場に立ち冷静、公平に対処できる第三者を交えての話し合い、さらには、専門家の介入を求めてのカウセリング的な対応が望まれるのである。

【注】

- 1 大宮録郎・離婚にみる時代の推移と社会の変化
[東海女子大学紀要第5号] (1986)
- 2 大宮録郎・離婚—ケース22からの考察—、大日本図書 (1987)
- 3 円滑なコミュニケーション、意思の疎通には当事者間のラポールの成り立ちが必要であるが、この事例ではそれが皆無に等しい。
- 4 サイモンズは親の子に対する態度を受容—拒否(暖かく受け入れる—冷たくあしらう)、支配—服従(自分の思うままにする—子どものいいなりになる)の2つの方向をもつものとしている [Symonds.P.M: The Psychology of Parent-Child Relationships(2040)] 今前者を横軸、後者を縦軸として交差させると、そこに4つの親子関係の型が設定されるが、そのうち特に受容と支配に囲まれた面におかれるのが干涉型、受容と服従に囲まれた面におかれるのが甘やかし型ということになる。
- 5 遺産相続がそのまま放置されると、たとえばその間に相続人が死亡すれば、子が代襲相続するというように相続人の数が多くなるばかりでなく、細かい事情もわからなくなるので、話し合いがむずかしくなる。
- 6 遺産分割に際して、その公平を期するために、生前贈与を受けていたり、遺贈(遺言による贈与)

大富録郎

を受けている者は、それを相続財産の前渡しと見なし、計算上相続分から控除することになる。これを特別受益といい、これを明らかにしたもののが特別受益証明書である。

- 7 遺産の維持、増加に貢献した相続人は、他の相続人よりも多く遺産の分配を希望するのが普通であるが、それを寄与分とよぶ、ここでT C、T Mの意識のなかにあるのは、この寄与分である。
- 8 この事例の被相続人が死亡した時点での法定相続分は、このように直系卑属(子)が $2/3$ 、配偶者が $1/3$ であった。
- 9 憲法第24条によって、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立すべきものであれば、離婚も同様であるべきであるが、現実にはともに他者が介入する場合が少なくない。
- 10 欲求不満に当面したとき、そこに高まる緊張を緩和、解消させることが可能であればよいが、そうでなく、それがうっ積すればあたかも安全弁のないボイラーように一気に爆発する。カタルシス的効果を図ることは、良好な人間関係を保つのに必要でもある。
- 11 異婚の場合は、姻族関係の終了は離婚の効果として当然発生するが、夫婦の一方が死亡した場合は、生存配偶者はその自由意思によって姻族関係を終了させることができる。それには市役所または町村役場にその手続きをすれば、それで済む。
- 12 異婚の歴史的変遷については、前出「離婚－ケース22からの考察－」の27～33および57～61に少し詳しく記述してある。
- 13 きだみのる：にっぽん部落〔岩波新書〕151、岩波書店（1967）

1989, 9, 10